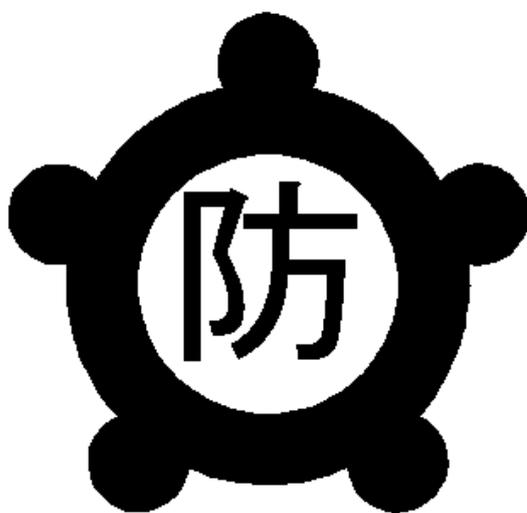


# 自主防災会のしおり

守ろう命わが家わが町



一宮市

## もくじ

自主防災会について.....	1
一宮市市民防災組織育成規程.....	2
一宮市自主防災組織設置推進要綱.....	4
一宮市自主防災組織育成補助交付要綱.....	6
一宮市自主防災組織育成補助交付要綱施行細則.....	32
自主防災会規約（例）.....	33
自主防災会防災計画（例）.....	36

## 自主防災会について

わが国は、地震、風水害といった、自然災害にみまわれやすい地理的、気象条件下にあるわけではありますが、現代の都市化の進展、都市構造の変化に伴い、災害が複雑多様化し、ひとたび災害が起こった場合には、被害が甚大となって、都市機能が大打撃を受ける恐れがあります。

このような災害から掛け替えのない市民の生命、財産を守るため「防災体制の強化」が極めて重要とされるところです。

### ○大災害時は需要が多過ぎて、

#### 必要な行政サービスを受けることなど期待できません

大地震等の災害が発生した場合、市は全力を挙げて防災活動を行ないますが、電話の不通、道路の不通、火災の同時多発、水道管の破損等の悪条件が重なると、消火活動、救急救助活動は分散を余儀なくされ、特に災害発生の初期においては、防災活動は著しく低下することが予想されます。

このような事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民の自主的な活動、すなわち住民自らの出火防止・初期消火・被災者の救出救護・避難等を行うことが必要となります。

### ○住民の皆さんの団結こそが力となります

住民の自主的な防災活動が効果的に行われるためには、住民の皆さんが地域ごとに団結し、自らの手で自らの生命・財産を守るという精神で自発的意志に基づき、組織的に行動することによってその効果が最大限に発揮されることとなります。

近年、人々の地域社会に対する関心が高まり、住みよい地域社会を目指して、連帯感に基づくコミュニティ活動が活発に行われるようになってきています。このような新しい近隣社会を築き上げていく中で、地域の安全、防災の問題には格別の関心が払わなければなりません。

### ○安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくり

地域住民の皆さんにとって防災は、各自の生命・身体及び財産を守るという基本的な問題です。有事に備え、地域住民の一人一人が「自分たちのまちは、自分たちで守る。」という意識に立った自主的な防災活動が最も必要です。

防災に関して、行政のみならず防災関係機関をはじめ、各組織と市民が一体となって防災体制を確立し、安全で安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進するものです。

# 一宮市市民防災組織育成規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項及び一宮市地域防災計画に基づき、市民の防災組織の設置指導及び育成に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、「市民防災組織」とは、地震、風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）から生命、身体及び財産を保護し、又は災害による被害を防除し、若しくは軽減することにより、災害に強いまちをつくるため、地域の実情に応じ市民が連帯協同して設置し、運営する防災組織をいう。

(市民防災組織の種類)

**第3条** 市民防災組織は、おおむね次により区分するものとする。

- (1) 自主防災会 町内会、自治会等の組織を基本として組織されたものをいう。
- (2) 女性消防クラブ 地域の女性活動組織を基本として組織されたものをいう。
- (3) 少年消防クラブ 小学校を単位として組織されたものをいう。
- (4) 幼年消防クラブ 保育園、幼稚園等を単位として組織されたものをいう。

(市民防災組織の連絡機構)

**第4条** 前条第1号の自主防災会の連区単位における連絡協調を図るため、連区名を冠し「〇〇連区自主防災会連絡協議会」を設ける。

2 前条第2号から第4号までに掲げる市民防災組織の連絡協調を図るため、それぞれ「連絡協議会」を設ける。

3 前2項の協議会及び防災関係組織の連絡協調を図るため、「一宮市自主防災連絡協議会」を設ける。

(市民防災組織の設置及び育成)

**第5条** 市は、市民防災組織の設置を推進するものとする。

2 市は、市民防災組織の育成を図るため、次の活動を実施するものとする。

- (1) 地域の連携精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るための広報活動
- (2) 地域の防災指導者、施設の管理者等を対象に、防災活動に関する知識の周知徹底を図るための防災教育活動

(防災機関の活動)

**第6条** 防災機関は、有機的連携のもとに、市が行う前条第2項の活動を積極的に推進するものとする。

(雑則)

**第7条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、一宮市市民防災組織育成規程（平成3年消防本部訓令第4号）又は尾西市自主防災組織設置推進要綱（平成5年尾西市告示第28号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

# 一宮市自主防災組織設置推進要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を地震、風水害等の災害から保護するため、地域住民による隣保協同の精神に基づく自発的な災害活動を行う自主防災組織の設置推進を図り、地域社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(設置推進事業)

**第2条** 市は、自主防災組織の設置推進を図るため、防災関係機関と連携を図り、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 自主的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るための広報活動。
- (2) 自主防災組織の組織づくりの指導及び防災に関する知識の高揚を図るための防災教育。
- (3) 自主防災組織の充実を図るための補助。

(自主防災組織の規模)

**第3条** 自主防災組織の規模は、町内会等日常生活上の基本的な地域として、一体性を有する規模とする。

(自主防災組織の名称)

**第4条** 自主防災組織の名称には、自主防災会という文字を用いるものとする。

(自主防災組織の活動)

**第5条** 自主防災組織は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 平常時の活動
  - ア 防災知識の普及に関すること。
  - イ 防災訓練の実施に関すること。
  - ウ 火気使用設備器具等の点検に関すること。
  - エ 防災活動に必要な資機材の備蓄及び整備点検に関すること。
- (2) 災害時の応急活動
  - ア 情報の収集及び伝達に関すること。
  - イ 出火防止及び初期消火に関すること。
  - ウ 救出救護に関すること。
  - エ 避難誘導に関すること。
  - オ 給食及び給水に関すること。
  - カ 環境衛生に関すること。
  - キ 警戒宣言等の発令時における対策に関すること。

2 自主防災組織は、前項の活動を効果的に行うため、あらかじめ具体的な防災計画を策定するものとする。

(規約)

**第6条** 自主防災組織設置に当たっては、目的、活動内容等を明確にした自主防災会規約を定めるものとする。

(連絡協議会)

**第7条** 自主防災会の効果的な運営と連絡協調を図るため、自主防災会連絡協議会を設けるものとする。

2 連区自主防災会連絡協議会は、自主防災会の会長をもって構成する。

3 一宮市自主防災会連絡協議会は、連区の自主防災会会長をもって構成する。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

# 一宮市自主防災組織育成補助交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、一宮市市民防災組織育成規程に規定する市民防災組織のうち自主防災会及び連区自主防災会連絡協議会（以下「自主防災会等」という。）の活動に必要な資機材を給付し、及び連区自主防災会連絡協議会（以下「連区自主防災会」という。）が実施する防災訓練及び防災に関する事業に要する経費を補助することにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(補助)

**第2条** 市長は、自主防災会等に対し、予算の範囲内で次に掲げる給付及び補助をすることができる。

(1) 自主防災会等を設置した地域団体に対する別表1の防災資機材の現物給付（自主防災会等が統合または分割し名称に変更が生じた場合は、別表1の防災資機材のうち自主防災会旗または連区自主防災会旗の給付に限る。以下「現物給付」という。）

(2) 連区自主防災会（一宮市地域づくり協議会設置要綱第6条第1項に規定する地域づくり協議会交付金を受ける連区に係る連区自主防災会を除く。）が防災訓練及び防災に関する事業を実施する場合の経費の補助（補助対象及び補助率は、別表2のとおりとし、9万7千円を限度額とする。以下「経費補助金」という。）

(現物給付の申請)

**第3条** 現物給付を受けようとする自主防災会等は、自主防災会設置届及び補助申請書（様式第1）又は連区自主防災会連絡協議会設置届及び補助申請書（様式第2）を提出しなければならない。ただし、自主防災会設置届及び補助申請書には次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 自主防災会規約
- (2) 自主防災計画
- (3) その他市長が必要と認める書類

(現物給付の決定)

**第4条** 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、防災資機材を給付する。

2 前項の規定により、防災資機材の給付を受けた自主防災会等は、防災資機材受領書（様式第3又は様式第4）を提出しなければならない。

(経費補助金の交付申請)

**第5条** 経費補助金の交付申請をしようとする連区自主防災会は、補助金等交付申請書（様式第5）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業施行理由、事業計画概要、事業施行効果（様式第5その2）
- (2) 事業予算額調（様式第5その3）
- (3) 補助対象経費明細書（様式第5その4）

(経費補助金の交付決定)

**第6条** 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

(経費補助金交付決定の通知)

**第7条** 市長は、経費補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金等交付決定通知書(様式第6)により、その決定内容を申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

**第8条** 経費補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定に係る事業の内容を変更するときは、速やかに市長に補助事業等計画変更届(様式第7)を提出しなければならない。

(完了報告)

**第9条** 補助事業者は、補助に係る事業が完了したときは、その日から1か月以内に補助事業等完了報告書(様式第8)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業決算額調(様式第8その2)

(2) 領収書の写し等支払の事実を確認することができる書類

(経費補助金交付金額の確定)

**第10条** 市長は、補助事業完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、経費補助金の交付金額を確定する。

(補助金の交付)

**第11条** 経費補助金の交付は、前条の規定により交付金額が確定した後、補助金等交付請求書(様式第9)によりこれを行う。ただし、市長が特に必要と認めるときは、一宮市補助金等交付規則(昭和37年一宮市規則第18号)第13条第2項の規定により、その全部又は一部を前金払とすることができる。

(補助の取消し等)

**第12条** 市長は、この要綱の規定による補助を受けた自主防災会等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定を取り消し、既に給付した資機材又は既に交付した経費補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助の決定を受けたとき。

(2) 自主防災会等を解散したとき。

(雑則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(一宮市自主防災組織育成補助交付要綱の廃止)

2 一宮市自主防災組織育成補助交付要綱（平成3年消防本部告示第2号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際、編入前の一宮市、尾西市及び木曾川町の区域において、既に現物給付された防災資機材は、第4条第1項の規定により給付された防災資機材とみなす。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

防 災 資 機 材

1 自主防災会

情報連絡用	携帯マイク	1 個
	メガホン	5 個
避難、救出救護用	自主防災会旗	1 式
	腕章	7 枚
	ロープ（25m）	1 本
	ヘルメット	7 個
	強力ライト	5 個

2 連区自主防災会連絡協議会

避難、救出救護用	連区自主防災会旗	1 式
	腕章	1 枚

3 防災資機材の仕様

別記のとおりとする。

## 標 旗 仕 様 書

### 1 適 用

この仕様書は、災害時において使用する標旗について定める。

### 2 規格等

#### (1) 自主防災会旗

ア 縦 600mm×横 900mm の天竺製とする。

補強用布（旗の地色と同色）及びロープ各 40cm 付。

イ 色、文字等は次のとおりとする。

地 朝明色

市章 桔梗色で旗の中央に位置する。

文字 黒色で楷書

サイズ 町 名：縦 90mm×横 80mm

自主防災会：縦 80mm×横 70mm

ウ 旗竿 アルミ製で、長さ 200 cm 程度の収縮式で竿頭を付ける。

エ 収納袋 自主防災会旗・旗竿・三脚立てが収納できるもの。

材質はビニールレザー製で、手提げ付とする。

中央部分に名札入れをつけ、名札入れには「R〇〇・市」、「自主防災会名」を記入する。

(例)



(2) 連区自主防災会旗

ア 縦 700mm×横 1,000mm の天竺製とする。

補強用布（旗の地色と同色）及びロープ各 40cm 付。

イ 色、文字等は次のとおりとする。

地 朝明色

市章 桔梗色で旗の中央に位置する。

文字 黒色で楷書

サイズ 連 区 名：縦 110mm×横 100mm

連絡協議会：縦 90mm×横 70mm

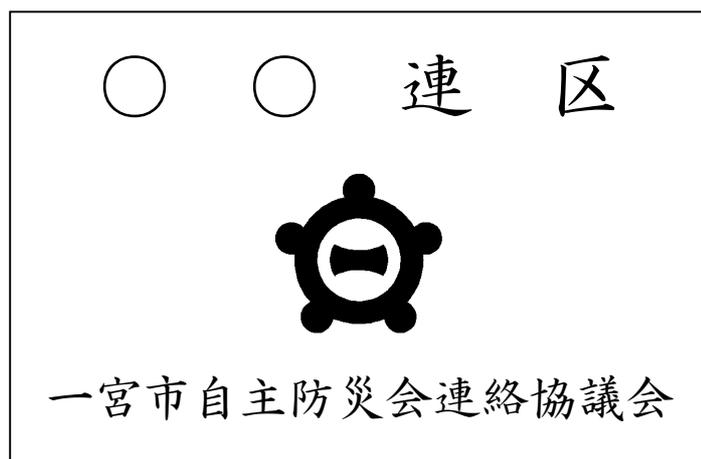
ウ 旗竿 アルミ製で、長さ 200 cm 程度の収縮式で竿頭を付ける。

エ 収納袋 連区自主防災会旗・旗竿・三脚立てが収納できるもの。

材質はビニールレザー製で、手提げ付とする。

中央部分に名札入れをつけ、名札入れには「R〇〇・市」、「連区名」を記入する。

(例)



## 携 帯 マ イ ク 仕 様 書

### 1 適 用

この仕様書は、災害時において使用する携帯マイクについて定める。

### 2 規格等

- (1) 本体赤色
- (2) 肩紐・サイレン付き
- (3) 6W以上の出力を有するもの
- (4) マイクに電池を入れ、使用できるようにする。

### 3 表 示 (長期間消えないようにすること)

文字：黒色、概ね10mm角、間隔5mm



## メガホン仕様書

### 1 適用

この仕様書は、災害時において使用するメガホンについて定める。

### 2 規格等

- (1) PE樹脂製
- (2) 本体黄色
- (3) 長さ約300mm、首掛け紐付き

### 3 表示（長期間消えないようにすること）

文字：黒色、概ね10mm角、間隔5mm



## 腕章仕様書

### 1 適用

この仕様書は、災害時において使用する腕章について定める。

### 2 規格等

#### (1) 自主防災会腕章

ア 縦100mm×横約400mmのビニール製

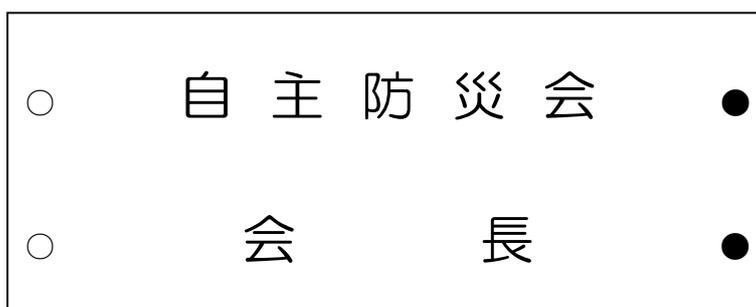
イ 上部中央に丸環・安全ピン付き・両端はホック留め

ウ 白地に黒色の丸ゴシック体で下記のとおり文字を入れる。

サイズ：「自主防災会」 縦30mm×横25mm

「役職名」 縦25mm×横20mm

※役職名は、会長・副会長・情報・避難・消火・救出・給水の7種



#### (2) 連区自主防災会腕章

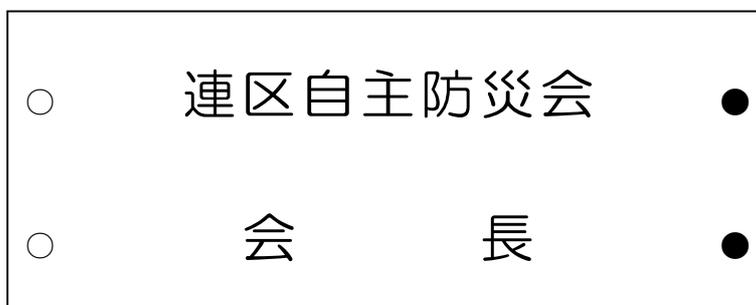
ア 縦100mm×横約400mmのビニール製

イ 上部中央に丸環・安全ピン付き・両端はホック留め

ウ 白地に黒色の丸ゴシック体で下記のとおり文字を入れる。

サイズ：「連区自主防災会」 縦30mm×横25mm

「会長」 縦25mm×横20mm



# ロープ仕様書

## 1 適用

この仕様書は、災害時において使用するロープについて定める。

## 2 規格等

(1) 直径9mm×長さ25m

(2) 標識用(トラ)ロープ (黄色と黒の撚り)



# ヘルメット仕様書

## 1 適用

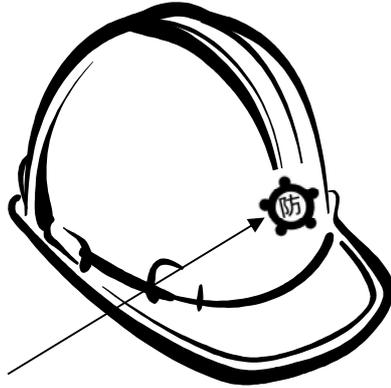
この仕様書は、災害時において使用するヘルメットについて定める。

## 2 規格等

- (1) 飛来物・落下物用厚生労働省検定合格品とし、白色とする。
- (2) あご紐：スライド式

## 3 表示（黒色・焼付け）

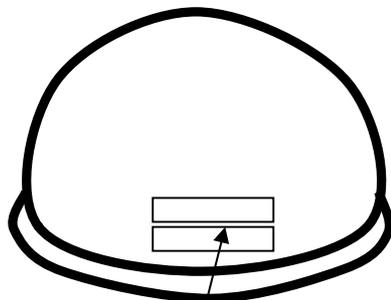
- (1) 正面：自主防災会章（直径40mm、円の外径30mm、円の内径23mm、「防」は角ゴシック体）



正面：自主防災会章

### (2) 後正面

- ア 「自主防災会」の文字（縦25mm×横20mm、文字全長80mm）
- イ 「R〇〇・市」の文字（概ね10mm角、間隔5mm）



後正面：文字入れ

「自主防災会」

「R〇〇・市」と記入

# 強カライト仕様書

## 1 適用

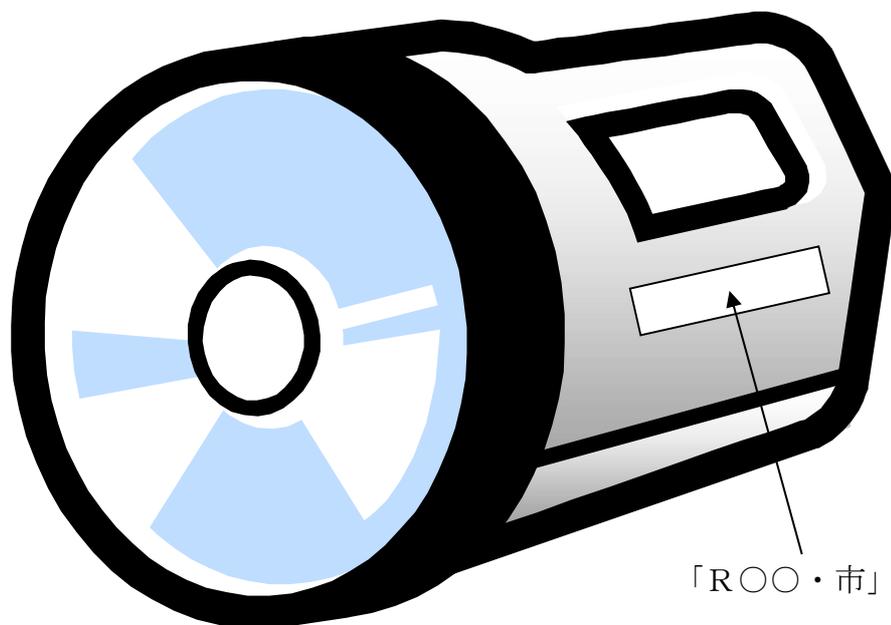
この仕様書は、災害時において使用する強カライトについて定める。

## 2 規格等

- (1) 肩掛け紐付き
- (2) ライトに電池を入れ、使用できるようにする

## 3 表示（長期間消えないようにすること）

黒色文字・概ね10mm角・間隔5mm



「R00・市」と記入

別表 2 (第 2 条関係)

経費補助金の補助対象等

補助対象区分	補助対象品目等	補助率
資機材等購入費	防災訓練及び防災に関する事業に必要な資機材及び備蓄用消耗品等 (例) 消火器、消火用バケツ、ホース、ハンドマイク、発電機、投光器、懐中電灯、救命ロープ、ジャッキ、救急医療セット、リヤカー、炊飯器具、簡易トイレ、テント、毛布、敷マット、担架、ヘルメット、その他必要な資機材 紙おむつ、トイレットペーパー、ブルーシート、保温シート、その他災害備蓄用消耗品	購入費用合計の 10/10以内
食糧費	防災訓練等に使用するための炊き出し用米・食材、食糧、飲料水等 災害用として備蓄する食糧、飲料水等	
啓発用品等購入費	事業実施に必要な啓発品等 (防災関連の物品に限る。)	
運営費	事務用品、消耗品、プラカード、軍手、その他事業に必要と認められる物品等 講師に対する謝礼・交通費、資料作成にかかる費用等	

(注) 市長が適当と認めたものとする。

様式第1（第3条関係）

令和 年 月 日

（あて先）  
一宮市長

団体名.....  
代表者.....  
電話番号..... — —

自主防災会設置届及び補助申請書

一宮市自主防災組織育成補助交付要綱第3条の規定に基づき次のとおり自主防災会設置届及び補助申請書を提出します。

組 織 の 名 称		自主防災会
事 務 所 の 所 在 地		
設 置 年 月 日		令和 年 月 日
代 表 者 名		
組 織 の 規 模	世 帯 数	世 帯
	人 口	人
	会 員 数	人
添 付 資 料		自主防災会規約 防災計画 その他

様式第2（第3条関係）

令和 年 月 日

（あて先）  
一宮市長

団体名.....  
代表者.....  
電話番号..... — —

連区自主防災会連絡協議会設置届及び補助申請書

一宮市自主防災組織育成補助交付要綱第3条の規定に基づき次のとおり自主防災会設置届及び補助申請書を提出します。

組 織 の 名 称	連区自主防災会連絡協議会	
事 務 所 の 所 在 地		
設 置 年 月 日	令和 年 月 日	
代 表 者 名		
組 織 の 規 模	自主防災会数	自主防災会
	世 帯 数	世 帯
	人 口	人

様式第3（第4条関係）

令和 年 月 日

（あて先）  
一宮市長

.....自主防災会  
会長 .....

自主防災会防災資機材受領書

一宮市自主防災組織育成補助交付要綱第4条の規定に基づき、下記の防災資機材を受領しました。

記

	品名	数量
補助資機材	携帯マイク	1 個
	メガホン	5 個
	自主防災会旗	1 式
	腕章	7 枚
	ロープ（25メートル）	1 本
	ヘルメット	7 個
	強力ライト	5 個

様式第4（第4条関係）

令和 年 月 日

（あて先）  
一宮市長

.....連区自主防災会連絡協議会

会 長 .....

連区自主防災会連絡協議会防災資機材受領書

一宮市自主防災組織育成補助交付要綱第4条の規定に基づき、下記の防災資機材を受領しました。

記

補助資機材	品名	数量
	連区自主防災会旗	1式
腕章	1枚	

様式第5(第5条関係)

(その1)

補助金等交付申請書

令和 年 月 日

(あて先)  
一宮市長

〒 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

.....を行うため、補助金等の交付を受けたい  
ので申請します。

事業施行場所

事業施行期間

着手予定 令和 年 月 日

完了予定 令和 年 月 日

様式第5  
(その2)

1 事業施行理由

2 事業計画概要

3 事業施行効果

様式第5

(その3)

4 事業予算額調				
歳 入				
区 分	予 算 額	備 考		
	円			
市補助金等	円			
計	円			
歳 出				
区 分	予 算 額	※補助対象額	備 考	
	円	円		
計	円	円		

※ この欄は、記入しないでください。

様式第5（その4）

補助対象経費明細書

事業予算額調 における区分	品 名	積算の根拠	金 額	補助対象額
計			円	円

(注) 補助対象額欄は、記入しないでください。

様式第6(第7条関係)

補助金等交付決定通知書

		一宮危機指令第	号	
		年	月	日
所在地				
団体名				
代表者名	様			
		一宮市長	印	
	補助金等交付決定額		円	
ただし、	年	月	日	付けで申請のあった
				に対し、次の条件を付して補助金等を交付する。
条 件				
注1	計画変更する場合は、補助事業等計画変更届を提出すること。			
2	完了したときは、1か月以内に補助事業等完了報告書を提出すること。			
3	補助金等の支払を受けようとする場合は、補助金等交付請求書を提出すること。			
4	地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が補助事業等に係る 出納その他について監査することがある。			

様式第7(第8条関係)

補助事業等計画変更届

<p>(あて先) 一宮市長</p>	<p>令和 年 月 日</p>	
<p>所在地..... 申請者 団体名..... 代表者名.....</p>		
<p>令和 年 月 日付け 一宮危機指令第 号で補助金等の交付決定を受けた.....を次のとおり計画変更(廃止・中止)します。</p>		
<p>1 計画変更の内容</p>		
区分	当初計画	変更計画
<p>2 計画変更理由</p>		

様式第8(第9条関係)

(その1)

補助事業等完了報告書

令和 年 月 日

(あて先)  
一宮市長

所在地 .....

補助事業者等 団体名 .....

代表者名 .....

令和 年 月 日付け 一宮危機指令第 号で補助金等の交付決定を受けた.....が完了したので報告します。

施行場所			
施行期間	着手 令和 年 月 日	完了 令和 年 月 日	

1 事業実績及び効果

様式第 8

(その 2)

2 事業決算額調				
歳 入				
区 分	予 算 額	決 算 額	備 考	
その他収入	円	円		
市補助金等	円	円		
計	円	円		
歳 出				
区 分	予 算 額	決 算 額	※補助金対象額	備 考
	円	円		
計	円	円	円	
歳入歳出差引残額		円		

※ この欄は、記入しないでください。

様式第9(第11条関係)

補助金等交付請求書

令和 年 月 日	
(あて先) 一宮市長	
所在地 .....	
団体名 .....	
代表者氏名 .....	
請求金額	円
補助事業等	連区自主防災組織育成補助
交付指今年月日等	令和 年 月 日 一宮危機指令第 号
交付決定額	円
上のうち 受領済額	円
請求の根拠	一宮市自主防災組織育成補助交付要綱
口座振込申請	(あて先)一宮市会計管理者
.....銀行 } .....信用金庫 } .....農協 }	普通 当座 .....支店 (口座 番) フリガナ 名義人.....

## 一宮市自主防災組織育成補助交付要綱施行細則

(趣旨)

**第1条** この細則は、一宮市自主防災組織育成補助交付要綱（以下「要綱」という。）  
第13条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助申請回数等の制限)

**第2条** 補助の交付申請回数等については、次のとおりとする。

- (1) 要綱第2条第1号に規定する防災資機材の現物給付は、1自主防災会等につき1回限りとする。
- (2) 要綱第2条第2号に規定する経費補助金の交付申請は、同一年度内につき1回限りとする。

(雑則)

**第3条** この細則に定めるもののほか、要綱の規定による経費補助金に関し必要な事項は、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号）の定めるところによる。

付 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

## 自主防災会規約（例）

（名称）

**第1条** この会は、.....自主防災会（以下「自主防災会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

**第2条** 自主防災会の事務所は、.....に置く。

（目的）

**第3条** 自主防災会は、会員の隣保共同の精神に基づき、自発的な防災活動を行うことにより、地震、風水害等の災害（以下「地震等」という。）による会員の被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

**第4条** 自主防災会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及に関すること。
- （2）地震等に対する災害予防に関すること。
- （3）地震等の発生時における各種応急対策に関すること。
- （4）防災訓練の実施に関すること。
- （5）その他、自主防災会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

**第5条** 自主防災会は、.....地域における世帯をもって構成する。

（役員）

**第6条** 自主防災会は、次の役員を置く。

- |        |    |
|--------|----|
| （1）会 長 | 1人 |
| （2）副会長 | 1人 |
| （3）部 長 | 1人 |
| （4）班 長 | 1人 |
| （5）会 計 | 1人 |
| （6）監査役 | 1人 |

2 役員は、会員の互選による。

3 役員任期は、.....年とする。ただし再任することができる。

（役員の仕事）

**第7条** 会長は、自主防災会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活

動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- 3 部長は、会長の命を受け、担当事務を遂行する。
- 4 班長は、部長の命を受け、班の連絡調整にあたる。
- 5 会計は、会の会計を掌る。
- 6 監査役は、会の会計の監査をする。

(会議)

**第8条** 自主防災会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

**第9条** 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関する事。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
  - (3) 事業計画に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) 役員を選任に関する事。
  - (6) その他総会が特に必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

**第10条** 役員会は、会長、副会長、部長、.....及び.....をもって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し実施する。
  - (1) 総会に提出すべき事。
  - (2) 総会により委任された事。
  - (3) その他役員会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

**第11条** 自主防災会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
  - (2) 防災知識の普及に関する事。
  - (3) 防災訓練の実施に関する事。

- (4) 地震等の発生時における情報の収集、伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食、衛生等に関すること。
- (5) 防災資機材の整備に関すること。
- (6) 警戒宣言等の発令時における対策に関すること。
- (7) その他必要な事項。

(会費)

**第12条** 自主防災会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

**第13条** 自主防災会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

**第14条** 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

**第15条** 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、令和.....年.....月.....日から実施する。

# 自主防災会防災計画（例）

## 1 目的

この計画は、.....自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震、風水害等の災害による人的及び物的被害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的とする。

## 2 防災基本計画

この計画で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止及び初期消火に関する事。
- (6) 救出、救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食、給水に関する事。
- (9) 環境衛生に関する事。
- (10) 資機材の整備に関する事。
- (11) 警戒宣言等の発令時における対策に関する事。
- (12) その他必要な事項。

## 3 防災組織の編成

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別表に定める防災組織を編成する。

## 4 防災知識の普及

会員の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

- (1) 普及事項
  - ア 防災組織及び防災計画
  - イ 地震、火災、風水害等についての知識
  - ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識
  - エ 各家庭における防災上の留意事項
  - オ その他
- (2) 普及の方法
  - ア 広報誌、パンフレット等の配布
  - イ 座談会、講演会、映画会等の開催

ウ その他

(3) 実施時期

ア 防災関係諸行事が行われるとき

イ その他必要により随時

## 5 防災訓練の実施

災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行い得るよう、次により防災訓練（個別・総合）を実施する。

(1) 訓練の種類

ア 情報の収集伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 救出、救護訓練

エ 給食、給水及び防疫訓練

オ その他

(2) 訓練実施計画

訓練実施の目的、種類、場所、参加人員等を明らかにした実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

ア 実施の時期は、原則として防災関係諸行事が行われる時期とする。

イ 訓練の回数は、2種類以上の総合訓練は年.....回以上、その他個別訓練は随時実施する。

## 6 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報部員は、地域内の被害状況を収集し、必要と認める情報を会長に報告するとともに、災害対策本部及び防災機関や報道機関の提供する情報を収集し、必要と認める情報を会員に周知伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、電話・テレビ・ラジオ・有線放送・携帯マイク・巡視・伝令による。

## 7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

地震等の災害においては、火災の発生が被害を大きくするので出火防止の徹底を図るため、毎月.....日を「防災の日」とし、各家庭においては主として次の事項に重点をおいて点検、整備する。

ア 火気使用器具の整備及びその周辺の整理、整頓状況

- イ 油類の保管状況
- ウ 消火器等消火器材の整備状況
- エ 出入口及び避難経路の状況
- オ その他危険箇所の状況

## (2) 初期消火

消火部員は、地域内に火災が発生した場合迅速に消火活動を行い、初期に消火できるように次の事項に留意する。

- ア 地域内に設置してある街頭消火器、消火栓等の位置確認
- イ 各家庭に設置している消火器、水バケツ等の点検充実
- ウ 会員相互、協力して初期消火に努める。

## 8 救出、救護

- (1) 災害により救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出、救護活動を行う。  
この場合、現場付近の者はこの活動に積極的に協力する。
- (2) 救出救護部員は、負傷者に医師の手当を必要と認めるときは、最寄りの医療機関又は、災害対策本部の設置する応急救護所へ搬送する。
- (3) 救出救護部員は、防災関係機関による救出を必要と認めるとき、会長は災害対策本部へ出動を要請する。

## 9 避難

- (1) 火災の拡大、洪水又は浸水等により会員の生命に危険が生じ又、生じるおそれのあるときは、次により避難を行う。
  - ア 避難誘導の指示  
会長は、災害対策本部長（市長）から避難命令勧告等が発令されたとき又は、会長が必要と認められるときは、避難誘導部員に避難誘導の指示を行う。
  - イ 避難場所等の確認  
避難誘導部員は、一時避難場所を定め点検し、会員に周知徹底を図り安全の確保に努める。
  - ウ 老人、病人等の緊急避難  
避難誘導部員は、地域内の老人、病人等を平常時からよく把握しておき災害時にはいち早く安全な場所に避難させる。

## 10 給食、給水

給食給水部員は、災害対策本部から供給された食糧の配分、炊き出し等の給食活動を行うとともに、災害対策本部からの提供される飲料水の給水活動を行う。

## 11 環境衛生

- (1) 環境衛生部員は、災害対策本部と協調し、地域内の防災衛生活動を行う。

(2) 救助物資等その他の配布があった場合は、円滑、迅速に処理する。

## 1 2 資機材の整備

災害に備えて必要な防災資機材の整備を計画的に進め、災害発生時に対応できるように管理する。

## 1 3 警戒宣言等の発令に伴う対策

警戒宣言等を受理したらすみやかに防災組織の各種活動ができる体制をつくるとともに、会員は、火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限をし、消火の準備及び食糧、医薬品の確保を行い、被害を最小限にとどめるよう努力する。

(別 表)

